

群馬県森林整備事業施業管理基準

制 定 平成19年 4月 2日

最終改正 令和 4年 4月 1日

森 林 保 全 課

群馬県森林整備事業施業管理基準

1. 趣 旨

この基準は、群馬県森林整備事業標準仕様書に規定する森林整備事業について、施業管理の基準を定めるものである。

2. 適 用

この基準は、群馬県が実施する治山事業における森林整備事業(以下「事業」という。)に適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、事業の種類、規模、施業条件等によりこの基準によりがたいときは、監督員と協議し他の方法によることができる。

3. 構 成

施業管理の構成は次によるものとする。

なお、施業管理には事業管理写真を含むものとする。

- 1) 工程管理
- 2) 出来形管理
- 3) 品質管理

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、事業実施前に、施業管理計画及び施業管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施業管理担当者は、当該事業の施業内容を把握し、適切な施業管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、試験・検査・計測等を施業の実施と並行して、管理の目的が達成されるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、試験・検査・計測等の結果を整理図表等に整理・記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求があったときは直ちに提示するとともに、検査のときに提出しなければならない。

5. 管理項目及び管理方法

(1) 工程管理

- 1) 受注者は、工程管理を群馬県森林整備事業工程管理要領により行うものとする。
ただし、応急処理等の当初計画の作成が困難な内容については、省略できるものとする。
- 2) 発注機関の長は、事業の工程が著しく遅延し契約期間内に完了が見込めないと認められ

るときは、群馬県森林整備事業工程管理要領により、その遅延回復のための措置を講じるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を「出来形管理基準及び規格値」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形整理表及び必要に応じて出来形図書等を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が10点未満の場合は出来形整理表のみとし、出来形図書等の作成は不要とする。

また、完成後に外部から明視できなくなる箇所の出来形は、写真等に記録し確認できるようにしておかなければならない。

(3) 品質管理

受注者は、苗木及び事業用資材等について設計図書並びに「群馬県森林整備事業標準仕様書」に規定する品質の保全及び確保のための措置を講じなければならない。

6. 規格値

受注者は、「出来形管理基準及び規格値」に基づき測定した値について、すべてが規格値を満足していなければならない。

7. その他

受注者は、事業管理写真を施工管理の手段として、各事業の施業段階及び事業完成後に明視できない箇所の施業状況、出来形寸法、品質管理状況、事業中の災害写真等を「群馬県森林整備事業写真管理要領」に基づき撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員が請求したときは直ちに提示するとともに、検査のときに提出しなければならない。

附 則

1. 平成19年 4月 2日制定
2. 平成19年10月 1日一部改正
3. 平成22年 9月27日一部改正
4. 平成23年 3月25日一部改正
5. 平成27年 7月27日一部改正
6. 令和 3年 4月 1日一部改正
7. 令和 4年 4月 1日一部改正

出来形管理基準及び規格値(補助公共事業の森林整備)

施業種	管理項目	規格値	管理基準	管理箇所	摘要
地拵	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	伐採後、伐根等に番号を付ける。(ナンバリングする) 番号は区割ごとに連番とする。
	前生樹の伐採本数	全体の±5％	施業地内の全伐採本数	施業地を区割し、区割ごとの伐採本数を測定	
一律の植栽 (山行苗木の新植、補植)	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	特別に植栽木等に番号を付ける必要はない。 (ナンバリングの必要はない)
	植栽本数 (樹種別)	全体の±5％	施業地内の全植栽本数	施業地を区割し、区割ごとの植栽本数を測定	
一律でない植栽 (山行苗木の部分補植)	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	植栽木に損傷を与えないように番号を付与し管理する。(ナンバリングする) 番号は区割ごとに連番とする。
	植栽本数 (樹種別)	全体の±5％	施業地内の全植栽本数	施業地を区割し、区割ごとの植栽本数を測定	
下刈	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	誤伐した苗木の確認のため、支柱等の目印を立てる。 針葉樹の誤伐木は、植栽の適期(一年以内)に全数を補植する。 広葉樹の誤伐木は、以後の生育が阻害されるものについて植栽の適期(一年以内)に補植する。
	誤伐	当初植栽本数に対する比率 針葉樹 3％以内 広葉樹 5％以内	誤伐木(補植木)	施業地全体	
寒伏寒起し	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量によることができる。	施業地及び除地の周囲	
	作業対象木のha当たりの本数	ha当たり設計本数区分の範囲内	施業地面積の8％以上	植栽等、今までの作業で設定した標準地を利用	
雪起し	面積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量によることができる。	施業地及び除地の周囲	
	作業対象木のha当たりの本数	ha当たりの設計本数区分の範囲内	施業地面積の8％以上	標準地を設置して管理する。植栽等、今までの作業で設定した標準地がある場合はそれを利用することができる。	

施 業 種	管 理 項 目	規 格 値	管 理 基 準	管 理 箇 所	摘 要
つる切り	面 積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量によることができる。	施業地及び除地の周囲	
	作業対象木のha当たりの本数	ha当たりの設計本数区分の範囲内	施業地面積の8％以上	標準地を設置して管理する。植栽等、今までの作業で設定した標準地がある場合はそれを利用することができる。	
獣害防止 (ツリープロテクター)	面 積	－5％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	面積による設計のとき 本数の管理は、一律の植栽に準じる（山行苗木の新植、補植）。
	作業対象木の本数	全体の±5％	設計区域内の作業対象全本数	施業区域を区割し、区割ごとの作業実施本数を測定	本数による設計のとき 本数の管理は、一律でない植栽に準じる（山行苗木の部分補植）。
獣害防止 (忌避剤添付・忌避剤散布・ポリネット被覆取り外し)	面 積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	特別に植栽木等に番号を付ける必要はない（ナンバリングの必要はない）。
	作業対象木のha当たりの本数	ha当たりの設計本数区分の範囲内	施業地面積の8％以上	植栽等の今までの作業で設定した標準地を利用	
獣害防止 (防護柵（ネット）)	延 長	施工延長 50m未満 －10cm以内 50m以上 －20cm以内	全延長	1施工単位ごと	
	柵（ネット）設置高	設計高以上	1施工単位 100mに1箇所	設置高を測定する。	
除 伐	面 積	－5％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	伐採後、伐根に番号を付ける（ナンバリングする）。 番号は区割ごとに連番とする。
	伐採本数	全体の±5％	施業地内の全伐採本数	施業地を区割し、区割ごとの伐採本数を測定	
本数調整伐 受光伐 整理伐等	面 積	－5％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	施業地内の全立木に番号を付ける（ナンバリングする）。番号は区割ごとに連番とする。
	伐採本数	全体の±5％	施業地内の全伐採本数	施業地を区割し、区割ごとの伐採本数を測定	
	残存本数	全体の±5％	施業地内の全残存本数	施業地を区割し、区割ごとの残存本数を測定	

施 業 種	管 理 項 目	規 格 値	管 理 基 準	管 理 箇 所	摘 要
枝 落 し	面 積	－5%以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	枝落し木に番号を付ける必要はない(ナンバリングの必要はない)。 地上から枝落しをした枝の最上部の高さを測定する。
	枝落し本数	全体の±5%	施業地内の全枝落し本数	施業地を区割し、区割ごとの枝落し本数を測定	
	枝落し高さ (平均)	±5%	枝落し本数の1%以上	施業地内の任意の箇所において、枝落し高さを測定する。	
松くい虫被害木の燻蒸処理	燻蒸対象木の本数	±1%	燻蒸作業対象木の全本数	施業区域を区割し、区割ごとの燻蒸作業対象木の本数を測定	伐採前に、作業対象木ごとに番号を付し胸高直径を計測する。 樹高は、調査時の胸高直径ごとの平均樹高とする。 伐採後、伐根に番号を付ける(ナンバリングする)。 番号は区割ごとに連番とする。
	燻蒸対象木の材積	±1%	燻蒸作業対象木の総幹材積	施業区域を区割し、区割ごとの燻蒸作業対象木の幹材積を測定	
柵 工 筋 工	延 長	施工延長 50m未満 －10cm以内 50m以上 －20cm以内	全延長	1施工単位ごと	1施工単位ごとに番号を付し、配置図を添付する。
作業歩道	延 長	測点間距離 －10cm以内 全体延長 －10cm以内	全延長	1施工単位(路線)ごと	1施工単位ごとに番号もしくは路線名を付し、平面図を記入する。 幅員は、測定箇所と測定寸法を記入する。
	幅 員	－5cm以内	起点、終点及び中間点 中間点は延長100m当たり1箇所以上		

施 業 種	管 理 項 目	規 格 値	管 理 基 準	管 理 箇 所	摘 要
作 業 道	延 長	測点間距離 －10cm以内 全体延長 －10cm以内	全延長	1施工単位(路線)ごと	1施工単位ごとに番号もしくは路線名を付し、 平面図を記入する。 幅員は、測定箇所と測定寸法を記入する。
	幅 員	－5cm以内	起点、終点及び中間点 中間点は延長100m当たり1箇所以上		

注)1 この基準は、1施業地ごとに適用する。

2 「規格値」は設計に対するものである。

3 「施業地の区割」は、沢や尾根など地形の変化を利用して現地で分かりやすい区分とする。また、上限を1ha程度とする。

4 「一律の植栽」とは、標準地による管理が合理的な場合をいい、「一律でない植栽」とはそれ以外の場合をいう。

5 設定する標準地は、原則として20m×20mの正方形とするが、1辺を20mにできない場合は適宜の長さ(5m括約)とすることができる。

6 1施業地の面積が0.50ha未満の場合は、最小でも標準地合計面積を0.04ha以上とするが、全区域とすることもできる。

7 1箇所当たりの面積が0.02ha未満の標準地を設定する場合は、複数の標準地を設定し、その合計面積が0.04ha以上となるようにする。

この場合の個々の標準地の規格は、近接する複数の標準地面積合計が0.04ha以上のものを単位として判定することとする。

出来形管理基準及び規格値(単独公共事業等の森林整備)

施 業 種	管 理 項 目	規 格 値	管 理 基 準	管 理 箇 所	摘 要
刈払い	面 積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	
除・間伐	面 積	－1％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	
枝切り	面 積	－5％以内	測点杭により確認する。 確認が困難な場合は、コンパスによる周囲測量による。	施業地及び除地の周囲	枝切りをした枝の最上部と最下部の高さを測定する
	枝切り高さ	±10％	1施工箇所当たり1～2箇所	枝切り高さを測定	
	枝切り本数	全体の±5％	施工地内の全枝切り本数	施業地を区割し、区割ごとの枝落し本数を測定	
森林病虫害対策	燻蒸対象木の本数	±1％	燻蒸作業対象木の全本数	施業区域を区割し、区割ごとの燻蒸作業対象木の本数を測定	伐採前に、作業対象木ごとに番号を付し胸高直径、樹高を計測する。 伐採後、伐根に番号を付ける(ナンバリングする)
	燻蒸対象木の材積	±1％	燻蒸作業対象木の総幹材積	施業区域を区割し、区割ごとの燻蒸作業対象木の幹材積を測定	
	破碎対象木の材積	設計値以上	施工区域内の破碎作業対象木の材積	破碎作業対象木の幹材積を測定	

注) 1 この基準は、1施業地ごとに適用する。
2 「規格値」は設計に対するものである。
3 「施業地の区割」は、沢や尾根など地形の変化を利用して現地で分かりやすい区分とする。また、上限を1ha程度とする。